

## 歴史的建造物等におけるバリアフリー整備について

山本早織<sup>1</sup>・有田義隆<sup>2</sup>・小西弘朗<sup>3</sup>

Saori Yamamoto<sup>1</sup>・Yoshitaka Arita<sup>2</sup>・Hiroaki Konishi<sup>3</sup>

我が国は、超高齢社会が到来し、2020年にはオリンピック・パラリンピックの開催が予定されている中、だれもが観光を楽しめるような観光バリアフリーを推進していくことが求められているが、重要な観光資源である歴史的建造物は、文化財保護法により現状変更規制がかかるなどバリアフリー化は容易ではない。本稿は、事例調査を踏まえ、歴史的建造物のバリアフリー化の推進に向けた取組み手法について考察を加えるものである。

キーワード：観光、バリアフリー、文化財、ユニバーサルツーリズム、歴史的建造物

Keywords : tourism, barrierfree, cultural assets, universal tourism, historic monuments

### 1. はじめに

我が国は超高齢社会に突入し、また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定により、より一層のバリアフリー化が求められている。また、2020年には東京オリンピックとパラリンピック開催を控えており、海外からも障がい者も含め多くの旅行者の訪問が想定される。このような状況に対し、我が国は、高齢者や障がい者を含め、だれもが旅行を楽しめるような観光バリアフリーを推進していくことが求められている。

しかし、寺院や神社といった歴史的建造物は我が国の重要な観光資源でもあるが、その多くは文化財保護法あるいは地方自治体の定める文化財保護条例（以下、文化財保護法等）により現状変更に対し規制が課せられているために、バリアフ

リー化が容易ではない。

そのため、本研究では、バリアフリー基本構想の策定とあわせて行った観光のバリアフリーに関する事例調査の結果を踏まえ、文化財保護法等による文化財であることに留意した歴史的建造物のバリアとその対応を整理し、歴史的建造物におけるバリアフリー化推進に向けた取組み手法について考察することを目的とする。

### 2. バリアフリー上の課題の分類

歴史的建造物及びその敷地については、文化財保護法等による文化財の分類の違いから、バリアフリー化に取り組む際の配慮点は異なる。そのため、ここでは上記の点に留意しながら、バリアを下記の4つに分類・整理する。

<sup>1</sup>パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪都市・環境事業部・〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜 1-2-1 新ダイビル TEL:06-4799-7320・FAX:06-4799-7385

<sup>2</sup>パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪都市・環境事業部・〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜 1-2-1 新ダイビル TEL:06-4799-7320・FAX:06-4799-7385

<sup>3</sup>パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪都市・環境事業部・〒530-0004 大阪府大阪市北区堂島浜 1-2-1 新ダイビル TEL:06-4799-7320・FAX:06-4799-7385

- 1) 屋外空間のバリア  
歴史的建造物が立地する敷地内屋外空間は、砂利敷、段差がある等車いす等による通行に適さないことも多いが、文化財保護法等により史跡・名勝に位置づけられていることが多く、現状変更規制がかかるとともに景観にも配慮する必要がある。
- 2) 屋外空間から歴史的建造物へのアプローチ上のバリア  
多くの場合、屋外空間と歴史的建造物の間に段差があるが、歴史的建造物そのものは、文化財保護法等により改変することは難しく、また、屋外空間が史跡名勝に位置づけられている場合には景観的な側面にも配慮する必要がある。
- 3) 歴史的建造物内部のバリア  
歴史的建造物の内部は、伝統的な工法を用いていることから、敷居等があり、車いすの通行に適さないことが多いが、文化財保護法等により改変することは難しい。
- 4) その他、情報・体験に関するバリア  
視覚、聴覚、その他の障害等により、歴史的建造物の魅力を知ったり、体験することにハードルがある方に対しても、歴史的建造物の価値を伝えられるような方策を用意することが重要である。

### 3. バリアフリーの取組み実態と課題

先に示した分類ごとに、歴史的建造物の施設管理者が創意工夫のもと取組んだ事例について、その取組み実態を整理する。

#### 3-1 屋外空間のバリアへの取組み実態

歴史的建造物の敷地上のバリアへの取組みとして、3つの事例を取り上げる。

1つ目は、国の史跡として指定されている寺院の参道を車いす等でも通行しやすく、景観的にもなじみが良い石敷きに変更した事例である。かつては玉砂利であった参道を、全面石敷きに整備し、

車いすでも通行できるようにした。しかし、近年のアルミ製の軽量小型の車いすやベビーカーの普及に伴い、石敷きの目地に車輪が挟まり通行しにくいといった問題が起こるようになったため、中央部をさらに目地が狭く、表面が平坦な石敷きに改良している(図1)。



図1 石敷きに改良した参道

2つ目の事例は神社において、施設管理者とボランティアが連携することで、文化財そのものには手を入れることなくバリアフリー化に取り組んでいるものである。この神社は文化財として、そして宗教施設として参道の改変が難しいことから、玉砂利の上でも動きやすいタイヤの太い車いすの貸し出しを行うことで対応するとともに、NPO団体が派遣するボランティアが移動の介助や運び上げを行うことにより、ソフト対応のみでバリアフリー化に取り組んでいる。

3つ目の事例は、城郭の修理時に行われたバリアフリー対応である。この城郭は世界文化遺産であり、天守や櫓等の建築物は国宝や重要文化財に、中堀の内側は特別史跡に位置づけられており、城郭は、敵からの攻撃を妨げる防御施設であるという性格から、平時は仮設のバリアフリー施設でさえ、設置することが認められない状況であった。しかし、城郭の修理時には、エレベーター付きの文化財保存修理施設を開設し、あわせて、登閣ルート上にスロープの設置、電動アシスト付きの車いすの貸し出し等、城郭の修理という機会を捉えて、車いす利用者等も文化財保存修理現場として訪れられるよう手を尽くされたものである。

#### 3-2 屋外空間から歴史的建造物へのアプローチ上のバリアへの取組み実態

敷地から歴史的建造物に入る際、多くの施設に

ある段差等のバリアへの取組みとして、3つの事例を取り上げる。

1つ目は高い基壇を持つ寺院に設置されたスロープである。この建造物は戦後に再建したものであり文化財には指定されていないが、いずれは文化財に指定される可能性があるという考えのもと、スロープの取り付け部分にはクランプと建築物の間にゴム板を挟むことで建築物を傷つけないよう工夫されている。お堂の正面でなく側面に設置することで景観にも配慮されている(図2)。



図2 基壇への仮設スロープの設置

2つ目の事例は重要文化財の寺院建造物に仮設の手すりを設置したものである。この施設では、手すりを設置するに当たって、建造物の上に石材を置き、そこに手すりを設置することで、文化財である建造物を傷つけないよう工夫している(図3)。石材という自然素材を使用することで景観にも配慮していると考えられる。



図3 仮設の手すり



図4 回廊の裏側に設置されたエレベーター

3つ目の事例は、重要文化財である二つのお堂をつなぐ回廊裏側にエレベーターを設置することで、境内からの景観にも配慮した事例である。(図4)。

### 3-3 歴史的建造物内部のバリアへの取組み実態

次に歴史的建造物内部のバリアへの対応として、2つの事例を取り上げる。

1つ目は、重要文化財である寺院の礼堂の内部にある敷居部分等の段差に対応した事例である。この施設は、堂内が狭く、敷居等の段差の感覚が狭いため、段差部分にスロープを設置すると、スロープ部分が床面の多くを占有することになることから、仮設の床面を設置することで対応している(図5)。

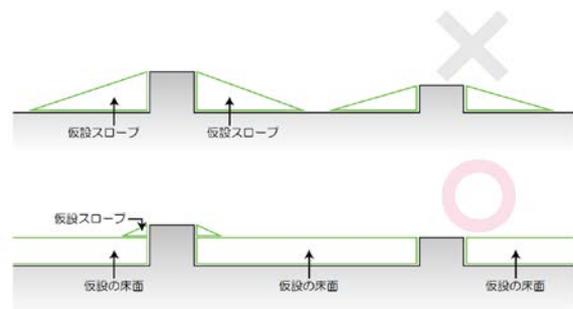


図5 仮設の床面、スロープのイメージ

2つ目の事例は、1つ目の事例と同様に、堂内が狭くスロープの設置が難しい寺院で、車いす等によるアクセス経路を別途確保した事例である。この寺院は、史跡・特別名勝に指定されている庭園が見所であるが、庭園を見るためには、寺院の建築物の内部を通る必要がある。しかし、先に述べたとおり、堂内へのスロープの設置等が難しいため、裏ルートとなる坪庭を経由する車いす用のルートを設定することで対応している。さらに、このルート設置に当たっては、樹木を傷つけないよう木材の上にグレーチングを設置する工夫をしている(図6)。



図6 坪庭に設置された車いす用ルート

### 3-4 その他、情報・体験に関するバリアへの取組み実態

さらに、視覚、聴覚等の障害がある方でも歴史

的建造物を体感できるような取組みの事例を2つ取上げる。

1つ目は、観光ボランティアガイドが神社本殿の模型を制作した事例である。これは、文化財の価値となっている珍しい構造形式を視覚障がいのある方も触れることで理解できるよう制作されたものであるが、健常者にとっても普段は見ることでできない場所を知ることが出来るものとなっている(図7)。



図7 神社本殿の模型

2つ目は、ある歴史的建造物において、導入されたスマートフォンやタブレット端末で利用できるアプリケーションである。これは、手持ちの機器にアプリケーションをダウンロードすると、ARやCGを活用した施設の解説を見ることが

できるものであり、聴覚障がいのある方も手話通訳がなくとも歴史的建造物



図8 アプリケーションの画面

への理解を深めることができる。また、日本語に加え英語表記にも対応しているため、外国人観光客も楽しめるようになっている。(図8)

#### 4. おわりに

歴史的建造物における観光バリアフリーの推進においては、文化財保護法等による規制や宗教施設として現状変更が難しい部分があるなどの課題がある。しかしながら、既に様々な施設にお

いて、仮設的なスロープ等の設置や人による介助、車いすの貸出等の周遊のための補助ツールも使いながら、施設に手を加えずともバリアフリー化を行う等、創意工夫のもとにバリアフリー化に取り組んでいる状況が見られた。

また、模型やアプリケーションといったツールは、障がいのある方のみならず、健常者にとっても歴史的建造物の魅力を知ることができるツールとなる可能性があり、このような取組みが多くなると観光地に広がることが望まれる。

一方、バリアフリーの取組み実態からはいくつかの課題が見られた。1つ目は、景観への配慮により、せっかく設置した設備であっても気づかれにくくなっているものが見られたことである。2つ目は、通常と異なるルートを設定することにより、本来の参拝ルートや視点からの拝観ができない等、ユニバーサルツーリズムから見た問題である。3つ目は、バリアそのものが施設の特徴である場合には、バリアフリー化することで特徴を見せられないこととなり、日常的にだれもが観光できるような環境を整えることが難しくなることである。

しかしながら、ここで取り上げたような各施設のバリアフリー化に向けた創意工夫は我が国の観光バリアフリーを進めていく上では非常に重要であり、これら歴史的建造物におけるバリアフリー対応事例について情報共有しながら今後はさらに多くの施設がより改良されたバリアフリー化に取り組み、観光バリアフリーの取組みを押し上げていくことが重要であると考えられる。

#### 謝辞

事例調査にご協力いただきました施設管理者の皆様及び観光ボランティアガイドの皆様ならびに事例調査にあたりご助言を下された近畿大学名誉教授の三星昭宏先生、奈良女子大学講師の室崎千重先生、大阪大学特任助教の石塚裕子先生に厚くお礼を申し上げます。